

秋の特定健診(健康診査)・がん検診が始まります!!

特定健診(健康診査)及びがん検診をお受けください!!

社会保険(社保)の方と6月の健診を受診していない国民健康保険(国保)の方を対象に特定健診・がん検診を実施します。

健診対象者

○社会保険(社保)の方

●本人(20~74歳)
がん検診のみ、受けられます。特定健診は、会社などで事業主が行っている「事業主健診」をお受けください。

●被扶養者(40~74歳)

がん検診を受けることができます。特定健診は、いきいきプラザ都留で受けられるかどうか社会保険(保険証発行機関)にお確かめください。受診する際には、必ず「受診券」が必要となります。

●被扶養者(20~39歳)

がん検診を受けることができます。特定健診は、対象ではありませんが、同じ内容で市が行う健康診査を受けることができます。

○国民健康保険(国保)の方

●6月の健診を受けていない方(40~74歳)
特定健診もがん検診も受けることができます。

検診日

○社会保険(社保)の方

10月14日(水)~19日(月)
※土・日曜日も行います。

○国民健康保険(国保)の方

10月13日(火)
注意事項

○40~74歳の社会保険の被扶養者が特定健診を受ける場合(40歳とは平成22年3月31日現在の年齢です)は、「受診券」が社会保険(保険証発行機関)から届いていない方は社会保険にお申し込みください。

○6月にお申し込みの国保の方で、都合で6月に受けられなかった方は、9月上旬に検診のお知らせをしますので電話でお申し込みください。

○学生や後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上)の方は受けられません。

健診場所 いきいきプラザ都留
申込期間
9月7日(月)~30日(水)
午前9時~午後5時
※土・日曜日は除きます。

申込・問合先
いきいきプラザ都留内 健康推進課
保健・予防担当 ☎(46)5113

特定健診(健康診査)の内容

特定健診(健康診査)の検査項目は、次のとおりです。
①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査
④尿検査

また、特定健診に併せて、次の追加検診と各種がん検診を受診できます。

- 追加検診
①貧血検査 ②尿酸検査
③心電図検査 ④眼底検査
がん検診

- ① 肝炎ウイルス検診(40歳の方及び70歳以下の方で検査を受けたことがない方)
② 前立腺がん検診(50歳以上の男性)
③ 胃がん検診(バリウム)
④ 肺がん・結核レントゲン検診

- ⑤ 肺がん喀痰検診(喫煙者で痰を採取できる方)当日常器を渡しますので、喀痰は後日提出していただきます。
⑥ 腹部超音波検診(肝がん検診)
⑦ 大腸がん検診(潜血検査) 検診前に採取していただきます。申し込まれた方に検体スティックを2本送ります。

特定健診(健康診査)、がん検診及び追加検診の個人負担金

特定健診(健康診査)

- 39歳以下の方 1,750円
○40~74歳の方 医療保険者により異なります(国保の方は無料です)。

追加検診

- 39歳以下の方 1,850円
○40~74歳の方 900円
胃がん検診
○20~69歳以下の方 1,150円
○70歳以上の方 550円

胸部レントゲン検診

- 20~64歳以下の方 350円
○65歳以上の方 無料

- 肺がん喀痰検診
○20~69歳以下の方 800円
○70歳以上の方 400円
大腸がん検診
○20~69歳以下の方 500円
○70歳以上の方 250円
腹部超音波検診
○20~69歳以下の方 900円
○70歳以上の方 450円
肝炎ウイルス(対象者)
○全ての方 350円
前立腺がん検診(50歳以上が対象です)
○800円

国民健康保険税の減免制度をご利用ください。

経済状況の変化により、世帯の主たる所得者が、非自発的に失業(リストラなど)したり、または倒産などで休業したりして、今年中の所得の見込みが、前年中に比べ激減し、保険税の納付が著しく困難であると認められる方について、申請により減免(所得割のみ)が受けられる場合があります。ご相談ください。

該当する方

- 経済状況の悪化による勤務先の倒産、解雇など非自発的な失業をした給与所得者
- 経済状況の悪化による倒産、廃業した自営業者など
- 前年中の世帯の合計所得金額が250万円以下の方
- 今年中の世帯合計所得が、前年の7/10以下となる見込みの方

問合先 税務課 市民税担当